

始良市

障害福祉サービスの支給決定基準

Ver2.0

始良市 長寿・障害福祉課

2026年6月24日

内容

第1章 支給決定基準として定めるもの	3
第2章 サービス利用計画作成に係る支給決定基準	3
1 全般的事項	3
2 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）	3
3 日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続 支援、就労定着支援、自立生活援助、就労選択支援）	3
4 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）	4
5 居宅介護サービス支給量について	4
6 介護保険制度との適用関係について	4
7 生活保護制度の介護扶助費との関連性について	6
第3章 支給量の考え方	6
1 標準支給量	6
2 介護給付費	8
(1) 居宅介護	8
(2) 重度訪問介護	11
(3) 同行援護	13
(4) 行動援護	14
(5) 療養介護	15
(6) 生活介護	15
(7) 短期入所（ショートステイ）	16
(8) 重度障害者等包括支援	17
(9) 施設入所支援	19
3 訓練等給付費	20
(1) 自立訓練（機能訓練）	20
(2) 自立訓練（生活訓練）	22
(3) 宿泊型自立訓練	23
(4) 就労移行支援	24
(5) 就労継続支援A型（雇用型）	27
(6) 就労継続支援B型（非雇用型）	28
(7) 就労定着支援	29
(8) 就労選択支援	30
(9) 自立生活援助	32
(10) 共同生活援助	33
4 地域相談支援給付費	34

(1) 地域移行支援.....	34
(2) 地域定着支援.....	35
5 計画相談支援給付費.....	36
(1) 計画相談支援.....	36
第4章 その他	40
1 介護保険対象者の支給決定の手順.....	40
2 暫定支給について	41
(1) 暫定支給の基本的な考え方	41
(2) 対象となるサービス	41
(3) 暫定支給決定期間.....	41
(4) 受給者証.....	41
(5) 暫定支給決定から本支給決定までの流れ.....	41
(6) その他留意事項	42

第1章 支給決定基準として定めるもの

1 介護給付費

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

※ 障がい児は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援

2 訓練等給付費

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助

3 地域相談支援給付費

地域移行支援、地域定着支援

4 計画相談支援給付費

計画相談支援

第2章 サービス利用計画作成に係る支給決定基準

1 全般的事項

- (1) サービスの内容において、目的等が同様であるものについての併給は不可とする。
- (2) 同一時間帯における複数サービス利用は不可とする。
- (3) 介護給付のサービスを利用している者が、65歳に到達し介護給付サービスと同種の介護保険サービスを利用することとなった場合において、当該介護給付サービスは、誕生日が月の初日の場合は当該誕生月の前月まで、誕生月が2日以降の場合は誕生日の属する月まで支給する。また、訓練等給付の支給についても同様とする。

2 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）

- (1) 月5週として支給量を計算する。
- (2) 居宅介護のうち障害児の通院等介助（身体介護を伴う場合）は、5領域11項目の調査を行った上で、障害者に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」及び「排便」について支援が必要と想定されるかどうかによって、利用の可否を判断する。

3 日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、就労選択支援）

- (1) 同一時間帯の他サービス利用は、不可とする。
- (2) 複数のサービスの同日利用は、原則として認めない。ただし、短期入所については、緊急を要しやむを得ないと認められる場合のみ許可する。
- (3) 月5週として支給量を計算する。

4 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）

- (1) 原則として毎日利用することができる。
- (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所の利用は原則として不可とする。

5 居宅介護サービス支給量について

サービス利用者の中には、それぞれの病状やその時々状態により、一時的に標準支給量を上回る支給量が必要な場合もある。この場合は、相談支援事業者による必要である旨の理由・期間など盛り込んだサービス等利用計画案の作成手続きを経て、真に必要なかどうかを審査の上、で一時的に標準支給量を上回る支給量の支給決定を行うが、支給決定後、サービス利用期間中も利用者の状況も踏まえ、段階的に本基準に示す標準支給量に適合させていくものとする。

6 介護保険制度との適用関係について

(1) 介護保険優先の原則について

介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者（40歳以上65歳未満については、加齢に伴う心身上の変化に起因する特定疾病に該当する障がい者）が認定の結果、要介護（要支援）となった場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、総合支援法という）第7条の規定に基づき、「介護保険サービス又は地域支援事業」（以下「介護保険サービス」という。）が優先されることとなる。

よって、介護保険サービスで必要な支援を受けることが可能な場合は、障害福祉サービスを受給することはできない。ただし、介護非該当となった場合や障害福祉サービス固有のサービスである場合、介護保険の支給限度基準額の制約がある場合などで、介護保険サービスのみでは支援が受けられない場合、障害福祉サービスを受給することができる。ただし、この場合、必ず『「介護保険被保険者」の障害福祉サービスの利用に係る理由書（市独自様式）』を提出すること。

- (2) 障害福祉サービスと介護保険サービスとの適用関係における本市の取扱いについて
本市においては、以下の要件に該当する場合に障害福祉サービスの支給を検討する。

① 介護保険適用以前に障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合で、介護保険適用後、要介護（要支援）と認定された場合

介護保険サービスのみで必要な支援を受けることが可能な場合は、介護保険サービスで支援を受けることとなる。しかしながら、介護保険の支給限度基準額の制約から、介護保険サービスのみでは障がい固有のニーズに基づく支援が受けられない場合、これまでの生活の継続性を確保するため、介護保険では対応できない部分について、介護保険のケアプランに基づき障害福祉サービスの支給決定を行う。

【支給決定量】

(介護保険適用以前の居宅介護等の支給決定量) - (介護保険の利用時間)
= 居宅介護等の支給決定量

- ② 介護保険適用以前に障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合で、介護認定の結果、「非該当」となった場合

引き続き相談支援事業所のサービス等利用計画に基づき、障害福祉サービスによる支援を受けることができる。(加齢に伴うADLの低下等により、介護保険サービスの支援が必要であると判断される場合は、介護保険の認定を再度受け、介護保険サービスによる支援を受けることとなる。)

【支給決定量】

(障害支援区分に応じた) 居宅介護等の支給決定量

- ③ 介護保険サービスにない障害福祉サービス固有のサービスを希望する場合

介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの(例：行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援等)については、サービス利用に係る計画案の提出を受け、真に必要なかどうかを審査の上、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。なお、障害福祉サービスのみの受給の場合は、相談支援事業所のサービス等利用計画に基づく支給決定を行い、介護保険サービスと組み合わせる場合は、介護保険のケアプランに基づき支給決定を行う。

【支給決定量】

(障害支援区分に応じた) 支給決定量

- ④ 介護保険適用以前は障害福祉サービスを利用していなかったが、介護保険適用後、介護保険の支給限度基準額の制約から、不足分を新規に障害福祉サービスとして申請する場合

介護保険の訪問介護等のサービスを支給限度基準額まで受けても、なお障がい固有のニーズに基づく支援が不足する場合で、市が必要と認める場合に、介護保険のケアプランに基づき支給決定を行う。

【支給決定量】

(障害支援区分に応じた重度訪問介護等の支給決定量※) - (介護保険の利用時間)
= 重度訪問介護等の支給決定量

【障害福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧】

サービス種類	適用関係
障害者支援施設 (生活介護＋施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※ただし、住まいの場の変更には利用者本人の負担も大きいことから、最大限考慮する。
居宅介護、重度訪問介護	介護保険優先（介護保険の単位数上限を超える支給が必要な方で、一定の上乗せ基準を満たしている場合は、障害福祉サービスによる上乗せ可）
行動援護、同行援護	障害福祉サービス固有のサービス
就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助 就労選択支援	障害福祉サービス固有のサービス
自立訓練（生活訓練）	障害福祉サービス固有のサービス
短期入所、自立訓練（機能訓練）	介護保険優先
生活介護	介護保険優先（共同生活援助入居者は継続利用可）

7 生活保護制度の介護扶助費との関連性について

介護保険サービスが優先される適用関係と同様、生活保護制度の介護扶助が障害福祉サービスに優先する。ただし、生活保護受給者のうち、40歳以上65歳未満の医療保険未加入者であり、特定疾病により要介護又は要支援状態に該当する場合は、生活保護制度における他法優先の考えに基づき、障害福祉サービスが優先する。

第3章 支給量の考え方

1 標準支給量

(1) 総括表

支給量は、原則として次の標準支給量の範囲内で決定する。

サービスの種類		単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童
居	身体介護	時間／月	7	9	14	27	43 (2)	63 (4)	24

宅 介 護	家事援助	時間／月	15	20	29	56	90 (5)	129 (9)	-
	通院等介助有 (身体介護あり)	時間／月	15	17	22	35	51	71	32
	通院等介助有 (身体介護なし)	時間／月	32	36	46	72	106	146	-
	通院等乗降援助	回／月	62	71	90	140	205	282	130
重度訪問介護	時間／月	-	-		104 (52)	130 (55)	224 (82)	-	
同行援護	時間／月	45						-	
行動援護	時間／月	-	-	35	48	64	83	45	
療養介護	日／月	月の日数							
生活介護	日／月	月の日数-8日							
短期入所	日／月	15日（年間180日以内。連続しては30日/月以内）							
重度障害者等包括支援	単位	-	-	-	-	-	96,480 (67,680)		
施設入所支援	日／月	月の日数							
自立訓練（機能訓練）	日／月	月の日数-8日							
自立訓練（生活訓練）	日／月	月の日数-8日							
宿泊型自立訓練	日／月	月の日数							
就労移行支援	日／月	月の日数-8日							
就労継続支援A型	日／月	月の日数-8日							
就労継続支援B型	日／月	月の日数-8日							
就労定着支援	日／月	月の日数							
自立生活援助	日／月	月の日数							
共同生活援助	日／月	月の日数							
地域移行支援	日／月	月の日数							
地域定着支援	日／月	月の日数							
就労選択支援	日／月	月の日数-8日							

※カッコ内は介護保険対象者

(3) 標準支給量を超える場合の手続き

相談支援事業所はサービス等利用計画案提出時に勘案事項等を整理し、「障害福祉サービスの標準支給量を超える理由書（市独自様式）」を作成し提出すること。

2 介護給付費

(1) 居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・通院等介助（身体介護を伴う）、通院等介助（身体介護を伴わない）
- ・通院等乗降介助

① サービスの内容

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

② 対象者

障害支援区分が区分1以上（障がい児は、これに相当する支援の度合）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

I 区分2以上に該当していること。

II 障害支援区分の認定調査項目のうち、(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

(ア) 「歩行」・・・「全面的な支援が必要」

(イ) 「移乗」・・・「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(ウ) 「移動」・・・「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(エ) 「排尿」・・・「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(オ) 「排便」・・・「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

③ 標準支給量

サービスの種類		単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童
居宅介護	身体介護	時間／月	7	9	14	27	43 (2)	63 (4)	24
	家事援助	時間／月	15	20	29	56	90 (5)	129 (9)	-
	通院等介助有 (身体介護あり)	時間／月	15	17	22	35	51	71	32
	通院等介助有 (身体介護なし)	時間／月	32	36	46	72	106	146	-
	通院等乗降援助	回／月	62	71	90	140	205	282	130

※カッコ内は介護保険対象者

※それぞれのサービスを単独で利用した場合の支給量。サービスを組み合わせて利用する場合は支給量に変更があるため、事前に問い合わせること。

④ 支給単位

【身体介護】最小単位 30 分以降 30 分ごと

【家事援助】最小単位 30 分以降 15 分ごと

【通院等介助】最小単位 30 分以降 30 分ごと

【通院等乗降介助】最小単位 1 回

※原則、身体介護は 1 回 3 時間以内、家事援助は 1 回 1.5 時間以内での利用とする。

⑤ 支給期間 1 年以内

⑥ 留意事項

1 回当たりの標準利用可能時間は、身体介護 3 時間以内、家事援助は 1.5 時間以内を基本とする。

Ⅱ 居住系サービス利用者は、原則として居宅介護は利用できない。ただし、共同生活援助利用者で、慢性疾患等で医師の指示により、定期的に通院が必要である場合に限り、居宅介護における通院介助や通院等乗降介助の利用は可能とする。

Ⅲ 身体介護は 24 時間利用可とする。

Ⅳ 身体介護、家事援助は居宅内でのサービスに限られ、外出を伴う介護はサービス内容に含まれない。(散歩、通所のためのバス停までの送迎等も不可)

Ⅴ 単なる見守り業務はサービス内容に含まれない。

Ⅵ 通院等介助で提供できる範囲は以下のとおり

(ア) 病院等に通院する場合(なお、病院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフ

により対応されるべきものである)

(イ) 官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館並びに指定相談支援事業所等）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

(ウ) 指定相談支援事業所等における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

VII 通院等介助では、上記IV・V・VI以外の目的も含まれる場合は、一連の外出であってもサービス内容に含まれない。

VIII サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね1時間以上）の家事援助の利用を希望する場合は、家事援助によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めること。

IX 「所要時間 30 分未満」で算定する場合の所要時間は 20 分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する場合にあってはこの限りではない。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。

X 共同生活援助（介護サービス包括型及び日中サービス支援型）においては、原則としてグループホームの事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならない。しかし、以下の要件を満たせば利用可能。

【要件】

(対象者) ①障害支援区分 4 以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者

②障害支援区分 4 以上、かつ、次の (1) 及び (2) の要件をいずれも満たす者

(1) グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられていること。

(2) グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なサービス】

上記①の対象者：居宅介護又は重度訪問介護

上記②の対象者：居宅介護（身体介護に限る）

VIII 共同生活援助（外部サービス利用型）においては、原則としてグループホームの事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならない。しかし、以下の要件を満たせば利用可能。

【要件】

(対象者) ①障害支援区分 2 以上

グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられていること。

(3) グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なサービス】

上記①の対象者：受託居宅介護（身体介護に伴う場合に限る）

※掃除、洗濯、調理などの家事援助、安否確認や健康チェックが主な支援内容の場合は算定不可

(2) 重度訪問介護

① サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時にける移動中の介護を総合的に行う。また、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。(日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。)

② 対象者

【重度の肢体不自由者】

障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合も区分4以上であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していたもの）であって、下記のいずれにも該当する者

- (ア) 二肢以上に麻痺等があること。
- (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

【知的障がい又は重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者】

(ウ) 障害支援区分が区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目12項目）の合計点数が10点以上である者

③ 標準支給量

サービスの種類	単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	時間/月	-	-	-	104 (52)	130 (55)	224 (82)

※カッコ内は介護保険対象者

※同行支援について

- ・ 区分6の利用者に対し、重度訪問介護の新任従事者と熟練従事者の2名体制による同行支援を行う場合は、新任従事者ごとに年間120時間を加算することができる。(同行支援を行うことについて利用者の同意を得ていること。その他の留意事項は、国の報酬告示及び

留意事項通知参照)

- ・ 同行支援の利用は、その支給決定を受けなければ利用できない。重度訪問介護事業所は、同行支援を利用する月の前までに、「同行支援計画書（市独自様式）」を提出すること。
- ・ 同行支援を行う場合は、既に作成されているサービス等利用計画に基づきサービスが提供される。提供日や時間数に変更が生じる場合、同行支援を決定する場合に新たなサービス等利用計画を作成する（同行支援の報酬請求をする場合は、「同行支援実績報告書（市独自様式）」を提出すること）。

④ 支給単位

最小単位 1 時間 以降 30 分ごと（1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とする）

⑤ 支給期間 1 年以内

⑥ 留意事項

- I 重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同じ事業所がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護を提供することはできない。ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業所が身体介護等を提供する場合にあっては、例外として併給が認められる。（同一事業所の併給は不可）
- II 居宅介護と異なり、見守りも必要な時間を含めて支給決定することができるが、あくまで身体介護及び家事援助の中での見守りであるため、見守りだけを対象とした支給決定はできない。
- III 外出時において、行動援護を利用する方が適している場合には、重度訪問介護に加えて、行動援護を提供することができる。
- IV 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出はサービス内容に含まれない。
- V 通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出はサービス内容に含まれない。
- VI 重度訪問介護の対象となる障がい者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、重度訪問介護を利用することができる。
- VII 「所要時間 1 時間未満」で算定する場合の所要時間は概ね 40 分以上とする。
- VIII 外出時における移動中の介護を行う場合は、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行う（移動介護加算）。これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、1日に4時間を上限とする。

(3) 同行援護

① サービスの内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行う。

② 対象者

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の者。（※障害支援区分の認定を必要としない）

③ 標準支給量

サービスの種類	単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
同行援護	時間／月	45					

④ 支給単位 最小単位 30分 以降 30分ごと

⑤ 支給期間 1年以内

⑥ 留意事項

- I 同行援護の対象となる者は同行援護を利用し、原則として移動支援の支給決定を受けることはできない。
- II 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出はサービス内容に含まれない。
- III 通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出はサービス内容に含まれない。
- IV 政治、宗教活動、特定思想の流布や公序良俗に反する目的での外出はサービス内容に含まれない。
- V 同行援護は外出での支援のため、支援の始点・終点が自宅以外でも可。
- VI 通院等介助、同行援護は利用者のニーズに合わせて決定する。
- VII 同行援護の対象となる障がい者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護を利用することができる。
- VIII 「所要時間 30分未満」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する場合にあってはこの限りではない。所要時間とは、実際に同行援護を行った時間をいうものであり、同行援護のための準備に要した時間等は含まない。

(4) 行動援護

① サービスの内容

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。

② 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上(障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合)である者

③ 標準支給量

サービスの種類	単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童
行動援護	時間/月	-	-	35	48	64	83	45

④ 支給単位 最小単位 30分 以降 30分ごと

※1日1回の利用とする。

⑤ 支給期間 1年以内

⑥ 留意事項

- I 行動援護の対象となる者は行動援護を利用し、原則として移動支援の支給決定を受けることはできない。
- II 主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算はない。
- III 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出はサービス内容に含まれない。
- IV 通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出はサービス内容に含まれない。
- V 政治、宗教活動、特定思想の流布や公序良俗に反する目的での外出はサービス内容に含まれない。
- VI 行動援護の対象となる障がい者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、行動援護を利用することができる。
- VII 「所要時間 30分未満」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。

(5) 療養介護

① サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

② 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者

(ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(イ) 障害支援区分5以上に該当し、次の1から4のいずれかに該当する者

1 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

2 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者

3 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

4 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

(ウ) (ア)、(イ)に準じる者として市が認めた者

③ 標準支給量 月の日数

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 3年以内

⑥ 留意事項

重症心身障害者とは、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者。具体的には、療育手帳A1又はA2かつ身体障害者手帳の肢体不自由で2級以上を所持している者とする。

(6) 生活介護

① サービスの内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体

機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

② 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等援助が必要な者として次に掲げる者

- I 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
- II 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者
- III 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者

③ 標準支給量

月の日数－8日

※ ただし、「日中活動系サービス等を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事後処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

また、生活介護利用者が「月の日数－8日（原則の日数）」を超えての支給を希望するときには、指定特定相談支援事業所がその必要性等を聞き取った上で、「生活介護利用に係る原則の日数超過が必要な理由書」（任意様式）を市へ提出し、原則の日数を超える支援が必要と認められる場合に限り、支給決定する（支給量は必要に応じて決定）。

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 3年以内

（7）短期入所（ショートステイ）

① サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

② 対象者

【福祉型短期入所（障害者支援施設等において実施）】

- I 障害支援区分が区分1以上である障がい者

Ⅱ 障がい児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児

【医療型短期入所（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）】

I 医療型（療養介護）・・・療養介護対象者

Ⅱ 医療型（重心・医ケア）・・・重症心身障害児 医療的ケア児（医療的ケア判定スコア 16 点以上）

18 歳以上で、下記のいずれかに該当する者

- (ア) 区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - (イ) 区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは重症心身障害者（療育手帳 A 1 又は A 2 かつ身体障害者手帳の肢体不自由で 2 級以上を所持している者）
 - (ウ) 区分 5 以上に該当し、高度な医療的ケアを必要とする者
 - (エ) 区分 5 以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者
 - (オ) 区分 5 以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者
 - (カ) その他これらに準ずる者として市町村が認めた療養介護の対象者
- Ⅲ 医療型（その他）・・・遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する者（療養介護対象者を除く。）

③ 標準支給量 15 日／月

※ 短期入所サービスは、連続 30 日を超えて利用することはできない。また、原則、年間の利用日数は、180 日を超えてはならない。支給量 15 日／月を超える支給については、理由書を要する。

介護者の病気等、緊急を要する場合は、相談支援事業所から市に電話連絡することで、給付決定支給量を超える利用を可とするが、後日、変更の計画案と理由書の提出が必要となる。

④ 支給単位 1 日

⑤ 支給期間 1 年以内（15 日／月を超える支給については、最長 3 か月の受給者証の交付とする。）

（8）重度障害者等包括支援

① サービスの内容

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に提供する。

② 対象者

障害支援区分が区分6に該当する者（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合い）のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

各類型の詳細は、以下を参照

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者→Ⅰ類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS（筋萎縮性側索硬化症） ・遷延性意識障害等
	最重度知的障害者→Ⅱ類型	・重症心身障害者等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者→Ⅲ類型		・強度行動障害等

Ⅰ類型

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
 - (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1群起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
 - (4) 認定調査項目「10群特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定
 - (5) 認定調査項目「6群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

Ⅱ類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
 - (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
 - (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1群起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
 - (5) 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

Ⅲ類型

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者

③ 標準支給量 96,480 単位

④ 支給単位 報酬単位 数/月

⑤ 支給期間 1年以内

⑥ 留意事項

重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。

（9）施設入所支援

① サービスの内容

その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

② 対象者

I 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者

II 自立訓練又は就労移行支援（以下この項において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

III 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者

IV 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者

③ 標準支給量 月の日数

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 3年以内

⑥ 留意事項

- I 施設入所支援を受ける障がい者については、あわせて日中活動系サービスの支給決定を受けることとなるが、当該日中活動系サービス以外の障害福祉サービスについては、原則として利用することができない。
- II 施設入所者又は共同生活援助を行う住居に入居する者は、原則として短期入所を利用することはできない。
- III 入所を希望する場合で、その施設に空きがない場合は県要綱に基づく待機登録を行う。介護者に介護に欠ける事由があり、緊急に入所が必要な場合は待機登録を行ったうえで、暫定的に短期入所等を利用しながら施設利用調整依頼書により調整を行う。

3 訓練等給付費

(1) 自立訓練（機能訓練）

① サービスの内容

障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

② 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。

- I 入所施設又は病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- II 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

③ 標準支給量 月の日数－8日

※ ただし、「日中活動系サービス等を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事後処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 1年以内

※ サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会による個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回、最長3年間）。

標準利用期間：1年6か月間

⑥ 留意事項

- I 2か月間を支給決定期間の上限として暫定支給を行う。
- II 暫定支給の詳細については、43 ページ「暫定支給について」を参照。
- III 標準利用期間を超えて利用する場合の更新理由については、「日中に通所する場所が必要」、「利用者相互のかかわりが必要」といった日中活動系サービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない、例えば、「リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること」、又は「地域・在宅生活に向けて具体的な調整や支援が必要であること」など、固有の理由が必要であることから、「標準利用期間終了後の支給決定の再更新についての事業者意見書」（以下「事業者意見書」という。）を提出すること。
- IV 既に一般就労している、あるいは、就労継続支援を利用している者で短時間就労等の理由により、自立訓練（機能訓練）を利用している場合は標準利用期間を超える更新はできないものとする。
- V 自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、例えば、障がい者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能である。なお、本市においては、下記の場合に限り再度の支給決定を可能とする。
 - (ア) 標準利用期間満了まで利用した場合

再度の支給決定によって、サービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合
標準利用期間経過後に1年間延長された期間（上限）まで利用した場合において、支給決定終了から1年を経過した後は、改めて同一サービスの支給決定を可能とする。
 - (イ) 標準利用期間満了まで利用していない場合

前回の支給決定の内容、給付期間内で支給を終了した理由、再度の支給理由及び前回の支給決定期間の残存期間等を勘案の上、支給決定を行うことを可能とする。
 - (ウ) 再度の支給決定を受けた者に係る利用期間の算定

上記の取扱いにより、支給決定の終了から一定期間が経過した後に、サービスの目的とする成果が十分に見込まれるとして、再度の支給決定を受けた者が、以前と同一の

事業所を利用する場合、当該利用者に係る事業所の利用期間は、改めて数えるものとする（標準利用期間超過減算の算定にあたっては、以前の支給決定による利用期間分を算定しない）。

（２）自立訓練（生活訓練）

① サービスの内容

障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

② 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。

- I 入所施設又は病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- II 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等

③ 標準支給量 月の日数－８日

※ ただし、「日中活動系サービス等を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事後処理等について」（平成 18 年 7 月 25 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

また、生活介護利用者が「月の日数－８日（原則の日数）」を超えての支給を希望するときには、指定特定相談支援事業所がその必要性等を聞き取った上で、「自立訓練（生活訓練）に係る原則の日数超過が必要な理由書」（任意様式）を市へ提出し、原則の日数を超える支援が必要と認められる場合に限り、支給決定する（支給量は必要に応じて決定）。

④ 支給単位 １日

⑤ 支給期間 １年以内

※ サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は１年間までとしている。この１年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で１年ごとに支給決定期間の更新が可能である。なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会による個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間の更新が可能である（原則１回）。

標準利用期間：2年間
 (長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間)

⑥ 留意事項

- I 2か月間を支給決定期間の上限として暫定支給を行う。
- II 暫定支給の詳細については、43 ページ「暫定支給について」を参照。
- III 標準利用期間を超えて利用する場合の更新理由については、「日中に通所する場所が必要」、「利用者相互のかかわりが必要」といった日中活動系サービス全般に共通するような「抽象的な」理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない、例えば、「地域・在宅生活に向けて具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること」、もしくは「現在訓練中でさらに継続が認められること」など、利用者個人に対する固有（具体的）の理由が必要である。（事業者意見書を提出すること。）
- IV 既に一般就労している、あるいは、就労継続支援を利用している方で短時間就労等の理由により、自立訓練（生活訓練）もしくは宿泊型自立訓練を利用している場合は標準利用期間を超える更新はできないものとする。
- V 自立訓練及び就労移行支援の再度の利用については、3－（1）－⑥－Vと同様の扱いとする。

（3）宿泊型自立訓練

① サービスの内容

障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

② 対象者

上記自立訓練（生活訓練）に掲げる者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者等であつて、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。

③ 標準支給量 月の日数

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 1年以内

※ 標準利用期間は、原則2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間）とし、利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を行う。なお、標準利用期間を超えて支給決定の更新を行おうとする場合には、審査会による個別審査を経ること。

⑥ 留意事項

- I 2か月間を支給決定期間の上限として暫定支給を行う。
- II 暫定支給の詳細については、「暫定支給について」を参照。
- III 標準利用期間を超えて利用する場合の更新理由については、「日中に通所する場所が必要」、「利用者 相互のかかわりが必要」といった日中活動系サービス全般に共通するような「抽象的な」理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない、例えば、「地域・在宅生活に向けて具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること」、もしくは「現在訓練中でさらに継続が認められること」など、利用者個人に対する固有（具体的）の理由が必要であることから、事業者意見書を提出する。
- IV 既に一般就労している、あるいは、就労継続支援を利用している方で短時間就労等の理由により、自立訓練（生活訓練）もしくは宿泊型自立訓練を利用している場合は標準利用期間を超える更新はできないものとする。
- V 自立訓練及び就労移行支援の再度の利用については、3－（1）－⑥－Vと同様の扱いとする。

（４）就労移行支援

① サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障がい者又は65歳以上の障がい者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

② 対象者

- I 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者
- II あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者

③ 標準支給量 月の日数－8日

※ ただし、「日中活動系サービス等を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事後処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 1年以内

※ サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会による個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回）。

標準利用期間：2年間

（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）

⑥ 留意事項

I 2か月間を支給決定期間の上限として暫定支給を行う。（養成施設を除く。）暫定支給の詳細については、「暫定支給について」を参照。

II 就労アセスメントについては、原則、就労選択支援により実施されるものであるが、やむを得ない理由（P32 記載）があり、就労移行支援により実施する場合、その実施については、少なくとも5日間以上の期間で個別ケースに応じて設定することとする。

III 標準利用期間を超えて利用する場合の更新理由については、「日中に通所する場所が必要」、「利用者相互のかかわりが必要」といった日中活動系サービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない、例えば、「更新時点で一般就労への具体的な見通しがあること（採用が内定している、職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定がある等）」など、固有の理由が必要であることから、理由書（任意様式）を提出すること。

IV 大学在学中の就労移行支援の利用については、以下の条件をすべて満たす場合に可能である。

(ア) 大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合

(イ) 大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者

(ウ) 本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的に就職につながる事が可能であるなど、サービス等利用計画案に必要性が記載されている場合

V 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用については、以下の条件をすべて満たす場合に可能である。

(ア) 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合、又は新たな職種への就職につながる場合

(イ) 働きながら就労移行支援を利用することに支障がない者

(ウ) 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当である場合
VI 自立訓練及び就労移行支援の再度の利用については、3-(1)-⑥-Vと同様の扱いとする。

VII 在宅でのサービス利用を希望する者であって、次の(ア)～(キ)までの要件のいずれにも該当する場合であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる者については、在宅でのサービス利用を可能（以下「在宅利用者」という。）とする。

なお、(ア)～(キ)のいずれの要件にも該当することを確認するため、在宅サービスを提供する事業所は、当該要件を確認できる「在宅支援に係る計画書（市独自様式）」を提出するとともに、相談支援専門員は「在宅利用に係る理由書（市独自様式）」を市に提出すること。

また、在宅で就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくこととともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。

在宅と通所による支援を組み合わせても差し支えない。

(ア) 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

(イ) 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

(ウ) 緊急時の対応ができること。

(エ) 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

(オ) 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

なお、毎月10日までに「在宅利用に伴う評価兼報告書」を市へ提出すること。

(カ) 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

評価内容については、「在宅利用に伴う評価書兼報告書」を在宅利用の翌月10日までに作成し、市に提出すること。

(キ) オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

(ク) 在宅支援による支給決定機関は、サービスの趣旨を鑑みて、1年間を上限とする。

(ケ) 相談支援事業所によるモニタリングについては、在宅利用開始にあたっては当初3月の実施を要することとする。

(5) 就労継続支援A型（雇用型）

① サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

② 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。具体的には次のような例が挙げられる。

- I 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- II 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- III 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

※ 特例

直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的に雇用関係へ移行することが期待できる者については、例外的に雇用契約を結ばずに就労継続支援事業A型を利用することができる。特例の適用要件は以下のとおりである。

<特例の適用要件>

- (ア) 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- (イ) 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、雇用による利用者に係る利用定員の半数未満であること。ただし、当該利用者は9人を超えることができないこと。
- (ウ) 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

③ 標準支給量 月の日数－8日

※ ただし、「日中活動系サービス等を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事後処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 3年以内

⑥ 留意事項

I 2か月間を支給決定期間の上限として暫定支給期間を設ける。

II サービス提供事業者は、利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、暫定支給決定期間の終期の7日前までに市へ提出すること。なお、利用者に計画相談支援を提供する相談支援事業者にも提出すること（相談支援事業者の確認方法は受給者証の（五）「計画相談支援給付費の支援内容」で確認できる）。

※ アセスメント、個別支援計画、支援実績記録は任意様式。評価結果については、「暫定支給決定期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書」で提出すること。

III 就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結すること（利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者は当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため）。

IV 企業等を離職した者等就労経験がある者で、現に雇用関係がない者の就労経験は、正規雇用、非正規雇用かは問わず、家業の手伝いも可。就業形態ではなく、個々の就業状況により判断する（就労期間は概ね1か月以上）。

V 原則として一般就労との併用は認めない（リワーク支援は要相談）。

VI 在宅でのサービス利用については、就労移行支援の⑥のVIIと同様の取扱いとする（就労移行支援を就労継続支援A型と読み替える）。

（6）就労継続支援B型（非雇用型）

① サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

② 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

I 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

- II 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- III I及びIIのいずれにも該当しないものであって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- IV 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者

③ 標準支給量 月の日数－8日

※ ただし、「日中活動系サービス等を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事後処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 3年以内（ただし支給決定時に50歳未満の者は1年以内）

⑥ 留意事項

- I 50歳未満で障害年金の1級を受給しておらず、就労移行支援を利用したことがない者は就労経験がある場合に限られる。就労継続支援B型に必要な就労経験は、正規雇用、非正規雇用かは問わず、家業の手伝いも可。就業形態ではなく、個々の就業状況により判断する（就業期間は概ね1か月以上）。
- II 原則として一般就労との併用は認めない（リワーク支援は要相談）。
- III 在宅でのサービス利用については、就労移行支援の⑥のVIIと同様の取扱いとする（就労移行支援を就労継続支援B型と読み替える）。
- IV 65歳以上で初めて就労継続支援B型利用する者への支給については、当初3か月支給を行った上で、その後更新を行うこととする。

（7）就労定着支援

① サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

② 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休

職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。)

③ 標準支給量 月の日数

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 1年以内

※1 サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回）が、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

※2 就労定着支援事業所の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上3年6月未満の障がい者が利用対象者になるが、その場合の利用期間は、3年6月から就労継続期間を除いた期間とする。

標準利用期間：3年間

⑥ 留意事項

I 自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給は認められない。

II 就職者が定着している証明として、原則、「在職証明書」を提出すること。（障害の有無をクローズで就職しているケースについては、給与明細書等でも可とする。）

III トライアル雇用は就労とみなし（就労継続期間6月に含めて）、支給決定の始期を設定する。トライアル雇用中に就労移行支援等のサービスを利用していた場合は、就労移行支援等のサービスの利用終了後、さらに就労継続期間6月経過後に就労定着支援の支給決定が可能となる（トライアル雇用開始から6月後とはならない）。

（8）就労選択支援

① サービスの内容

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。

② 対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

③ 標準支給量 月の日数－8日

③ 支給単位 1日

④ 支給期間 1か月間

※1 支給決定期間は原則1か月とする。支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に以下の事由（以下「例外事由」という。）に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定が可能。

- ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

なお、当初から例外事由に該当することが明らかなる場合に限り2か月間の支給決定を行うことも可能であるが、その場合は支給決定期間を延長することはできない。

⑤ 留意事項

I 就労選択支援は、原則1か月の間にアセスメント等を行う事業であることから、暫定支給決定を行わない。

II サービス提供事業者は、1か月のサービス提供後、就労アセスメントの結果を、担当の相談支援専門員へ提出すること（相談支援専門員は、就労アセスメントの結果を経て、別途サービス利用申請する場合は必ず結果表を添付すること）。

III 就労選択支援については、例えば以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

- ・ 放課後等デイサービスとの同日利用

（満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する等）

- ・ 障害児入所施設との同日利用

（障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する等）

IV 上記以外の日中活動サービスについては、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労に向けた支援が想定されていることから、就労選択支援の報酬を算定した場合

には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。ただし、相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。

v 特別支援学校等における取扱いについて

- ・就労選択支援は18歳以上の障害者向けの障害福祉サービスであるが、特別支援学校等に在籍する生徒に対して、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校等の1年次から利用可能であり、また、在学中に複数回実施することも可能としている。なお、15歳以上18歳未満の生徒が就労選択支援を利用する場合は、児童相談所長が障害福祉サービスを受けることが適当と認め、その旨を市町村長に通知することが必要となる。このことから、サービスの申請書に加えて、事前にアセスメントを希望する生徒・保護者の「市から児童相談所長への意見照会に関する同意書」が必要となる。
- ・支給決定期間は原則1か月間とする。

支給決定期間のうち、作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）は2週間程度を想定しているが、個々の状況に応じて、5日間程度の短期間での実施も可能とする。

VI なお、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要がある。

- ただし、
- ・ 近隣に就労選択支援事業者がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認める。

（9）自立生活援助

① サービスの内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

② 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、上記サービスの内容の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- (ア) 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者

※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。

- (イ) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者
- (ウ) 精神科病院に入院していた精神障がい者
- (エ) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者
- (オ) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者
- (カ) 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者
- (キ) 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

③ 標準支給量 月の日数

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 1年以内

※ サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしている。なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、原則1回の更新が可能である。

標準利用期間：1年間

⑥ 留意事項

地域定着支援及び就労定着支援との併給は認められない。

（10）共同生活援助

① サービスの内容

障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

② 対象者

障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、

- (ア) 在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められてはならない。
- (イ) 共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者の範囲については、施設からの地域

移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないことに留意する。

③ 標準支給量 月の日数（受託居宅介護サービス費を算定する場合は下表による）

サービスの種類	単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
受給居宅介護サービス費	分/月	-	150	600	900	1300	1900

④ 支給単位 1日

⑤ 支給期間 3年以内

※ 地域移行支援型ホームは2年以内、体験利用を行う場合は1年以内

⑥ 留意事項

- I 入所施設、宿泊型自立訓練に入所中又は病院に入院中の者で、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限り利用を認める。
- II 体験利用についても補足給付の対象となるため、日額家賃を記載した家賃額証明書を提出すること。
- III 受託居宅介護サービス費を「所要時間15分未満」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行った時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。
- IV 共同生活援助を行う住居に入居する者（体験的な利用を行う者を含む。）は、入居中は原則、居宅介護及び重度訪問介護を利用することができない。
- V 施設入所又は共同生活援助を行う住居に入居する者は、原則として短期入所を利用することはできない。

4 地域相談支援給付費

(1) 地域移行支援

① サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

② 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- (ア) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者
 - ※ 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。
- (イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
 - ※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第 2 条第 4 項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- (ウ) 救護施設又は更生施設に入所している障がい者
- (エ) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者
 - ※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成 21 年 4 月 17 日法務省保観第 244 号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。
- (オ) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

③ 標準支給量 月の日数

④ 支給単位 1 か月

⑤ 支給期間 6 か月以内

- ※ この期間では、十分な成果が得られず、かつ引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6 か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。なお、更なる更新については、審査会による個別審査を経て判断する。

（２）地域定着支援

① サービスの内容

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

② 対象者

- I 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

Ⅱ 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

Ⅲ 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者

※ 共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※ 上記Ⅰ又はⅡの者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

③ 標準支給量 月の日数

④ 支給単位 1か月

⑤ 支給期間 1年以内

※ 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である（更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新が可能である）。

5 計画相談支援給付費

（1）計画相談支援

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

① サービスの内容

【サービス利用支援】

以下の支援のいずれも行うものをいう。

Ⅰ 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の主務省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。

- Ⅱ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の主務省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

【継続サービス利用支援】

支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- (ア) サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。
- (イ) 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

② 対象者

【サービス利用支援】

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者。ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合には、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

【継続サービス利用支援】

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者。（指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。）

③ モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて、以下の勘案事項及び期間を勘案して、市が個別の対象者ごとに定める。（標準のモニタリング期間は下表のとおり）

（勘案事項）

- (ア) 障がい者等の心身の現況

(イ) 障がい者等の置かれている環境

地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等

(ウ) 総合的な援助の方針（援助の全体目標）

(エ) 生活全般の解決すべき課題

(オ) 提供されるサービスの目標及び達成時期

(カ) 提供されるサービスの種類、内容及び量

(キ) サービスを提供する上での留意事項

【参考：標準期間】

頻度	対象者	適用期間
毎月	新規支給決定者（初めて障害福祉サービスを利用する者） ＊	支給決定又は変更決定に係る障害福祉サービスの利用開始日から当初3か月
	計画相談支援を初めて利用する者＊	
	支給決定変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者＊	
	障害福祉サービス利用者又は地域定着支援利用者のうち、次に該当する者（療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く） a 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 b 単身世帯、同居家族の障がい・疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 c 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	支給決定又は変更決定に係る障害福祉サービスの利用開始日から実施機関が必要と認める期間（例：状態の安定が図られるまでの期間等）
3月ごと	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助を利用する者（上記の＊に該当する者を除く。）	サービス支給決定期間のうち、全期間（毎月実施後の残期間）
半年ごと	生活介護、就労継続支援、日中サービス支援型を除く共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援、療養介護、重度障害者等包括支援利用者及び施設入所支援利用者を利用	サービス支給決定期間のうち、全期間（毎月実施後の残期間）

	する者（上記の＊に該当する者を除く。） ※65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者は「3月ごと」を適用する。	
--	---	--

※ 現に計画作成済みの対象者については、各更新時に計画再作成（又は変更）を行うまでは、従前のモニタリング期間とする。

※ 「就労選択支援」においては、就労選択支援事業所が提供するサービスにより利用者の意向を踏まえた選択がなされる事から、相談支援事業所によるモニタリングは不要となる。（なお、相談支援事業所が「多機関によるケース会議」に参加することに加えてサービス提供場面に訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」を加算単独で請求可能。）

④ 留意事項

I サービス等利用計画作成時のアセスメントについて、面接を省略することはできない。面接のための訪問先については、居宅系サービス利用者は原則として居宅で行う。それ以外のサービス利用者は居宅、障害者支援施設等（グループホームも含む）、精神科病院で行う。（モニタリングも同様）

なお、日中活動系事業所への訪問については、次の i ～ iii のいずれの要件も満たしていれば、居宅等への訪問に代えることができることとする。

- i 相談支援専門員が居宅等への訪問の必要性について十分に説明を尽くしてもなお、利用者が居宅等への訪問を拒否しており、利用者の意向を無視した訪問により相談支援やサービス利用に明らかに悪影響を及ぼす場合など、指定特定相談支援事業者の責ではなく、やむを得ず訪問ができない。
- ii 居宅等以外の場所での面接となった理由について、書面で記録されている。
- iii 訪問が必要となる次回以降のモニタリング等の機会においても、上述 i と同様の十分な説明を継続すること。

II 生活介護（支給期間3年）と居宅介護（支給期間1年）という組み合わせなど、それぞれの支給期間が異なるサービスの支給決定をする際、計画相談支援の支給期間については、支給期間が短いサービスに合わせており、居宅介護など1年ごとのサービスの更新の際は、サービス利用支援の一連の流れが必要であることから、報酬は「サービス利用支援費」で請求すること。

第4章 その他

1 介護保険対象者の支給決定の手順

介護保険対象者の支給決定の手順は、通常の手続きの流れと同じである。ただし、計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成に替えて、ケアマネージャーによるケアプランにより支給決定を行う。ケアマネージャーは、介護保険で作成するケアプランに障害福祉サービスの利用を位置づけて市に提出すること。

(ケアプラン作成時の注意点)

介護保険対象者は、基本的には介護保険給付の範囲内でサービスを決定すべきものである。障害福祉サービスで上乗せを検討する前に、介護保険給付の範囲内で支給決定できないか検討すること。また、利用者の状態を鑑みて介護保険給付の範囲では収まらない場合、介護認定が適正な区分ではないと考えられる。こうした場合は障害福祉サービスの申請をする前に介護認定の見直しをすること。

【提出するもの】

- ・ 「介護保険被保険者」の障害福祉サービスの利用に係る理由書
- ・ 居宅サービス計画書（1）（2）
- ・ 週間サービス計画表

その際に、週間サービス計画表に障害福祉サービスで利用する時間が分かるようにするか、サービス利用票に介護保険で不足する単位数が分かるように記載すること。介護保険と障害福祉サービスの区別が分からないものや、単位数が何単位不足するのか記載がない場合は、上乗せ時間の計算ができない。

- ・ 通院等介助、同行援護、行動援護の外出系サービスは、1か月に利用する時間数が何時間分かるように計画書に記載すること。
- ・ 介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの併給を支給申請する場合、支給限度基準額の制約や標準支給量を超える等の勘案事項を整理し、『「介護保険被保険者」の障害福祉サービスの利用に係る理由書（市独自様式）』を作成し提出すること。

2 暫定支給について

(1) 暫定支給の基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスについては、障がい者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適正に応じ、より適切なサービス利用を図る必要がある。

そのため、利用を希望するサービスについて、「当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認」と「当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間」として、暫定支給期間を定める。

(2) 対象となるサービス

- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援 A 型

ただし、次の対象者は除く。

- ① 基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者
- ② 就労移行支援（養成施設）の利用者
- ③ 支給申請時において、すでに暫定支給決定時に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと判断される利用者
- ④ 同一の指定障害福祉サービス事業所において、過去に利用を希望するサービスを利用したことがあり、改めて当該事業所でのアセスメントを要しないと判断される利用者

(3) 暫定支給決定期間

「1 か月以上 2 か月以内の範囲」で個別ケースに応じて設定する。

- ※ 原則的には支給決定日の属する翌月の末日（支給決定が月の初日である場合は、支給開始日の属する月又はその翌月の末日）を暫定支給決定期間の満了日とする。

(4) 受給者証

暫定支給決定期間には、障害福祉サービス受給者証の（四）「訓練等給付費の支給決定内容」の予備欄に「暫定支給（利用サービス名）」と記載する。

(5) 暫定支給決定から本支給決定までの流れ

- ① 利用希望者は市に支給申請を行う。
- ② 市は、相談支援事業所からの計画案を基に「2 か月の範囲」で暫定支給決定を行う。
- ③ サービス提供事業者は、次の書類を、暫定支給決定期間の終期の 7 日前までに市へ提出する。

- I 暫定支給決定期間に係る訓練等給付事業評価結果報告書（別紙 1）（市ホームページの「障害福祉関連様式集」に掲載）

Ⅱ アセスメント結果表（任意様式）

Ⅲ 個別支援計画（任意様式）

- ④ 暫定支給決定期間経過後、利用希望者が引き続きサービスの継続を希望する場合、市は、サービス提供事業者から提出があった③と、相談支援事業所からのモニタリング報告書の結果を踏まえ、本支給の要否決定を行う。
- ⑤ 本支給決定を行う場合には、利用希望者は再度、市に支給申請を行う。
 - ※ 相談支援事業所による再度の計画案の提出は不要である。
 - ※ 有効期間は、暫定支給決定期間を含めて最長1年間（就労継続支援A型の場合は最長3年間）とする。

（6）その他留意事項

就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用希望者については、まず、暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後（本支給決定後）に改めて期間の定めのない雇用契約を締結する（利用希望者と暫定支給決定の初日から、期間の定めのない雇用契約を締結し、その後本支給の利用が決定されなかった場合、事業者に当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため）。